

令和4年11月30日（水）

規制改革推進会議 人への投資WG

資料 1 - 1

「事後型の規制・制度」による学校法人・ 学校の連携・再編及び撤退の促進に係る 文部科学省の取組について



文部科学省

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日）〈抄〉

Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－ 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

さらに、これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

（中略）学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくためには、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。

具体的な方策

■ 大学等の連携・統合の促進

1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
 - ・法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
 - ・理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
 - ・中期目標・中期計画・評価の在り方
 - ・一法人複数大学を導入した法人における特例措置などについて検討する。

3. 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入する。その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和等）を、質の保証に留意しつつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮する。

2. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

- 各学校法人の自主的な判断の下、その強みを活かし、弱みを補い合うために行う連携・統合について、「建学の精神」の継承に配慮しつつ、支援する。
- 高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。

4. 複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるという観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定する。

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会）

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

私立大学等の連携・統合の円滑化を図るため、私立学校法施行規則等を改正し、学部単位での設置者変更を可能とするなど、既存の学部を活用した組織再編に係る審査手続きを簡素化する制度改正を実施。

背景

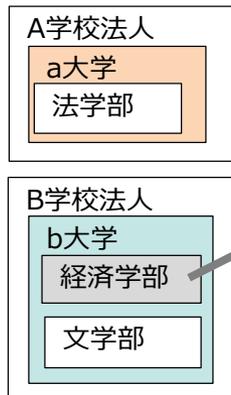
平成30年11月26日中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、私立大学の設置審査等に関し、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討することが提言。

内容

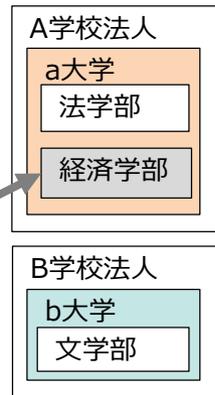
私立大学等（大学、短期大学又は高等専門学校）の連携・統合の円滑化のための方策として、**学部等（大学の学部、短期大学の学科、大学院又は大学院の研究科）単位での設置者変更を可能**とするとともに、**同一法人内での既存の学部等を基にした新たな学部等の新設に当たって必要な書類の精選**に係る規定等を整備。これにより、現行制度における既存の学部の廃止及び新たな学部の新設の場合と比べて、審査に係る手続き等を簡素化できる制度を創設。

1. 学部等の設置者変更

(例) 学部譲渡前

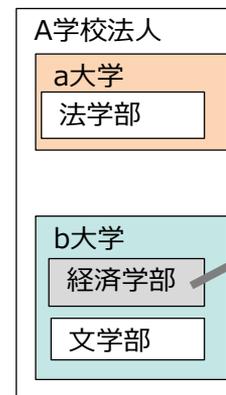


学部譲渡後

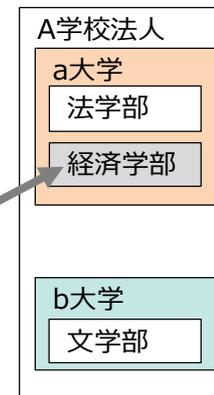


2. 同一法人内での既存の学部等を基にした新たな学部等の新設

(例) 学部移設前



学部移設後



事例

神戸山手大学に設置されていた現代社会学部を関西国際大学に譲渡（2020年4月）

- ※ 学部等の組織及び校地・校舎の同一性を保持することが条件
- ※ 学部の設置者変更等により在学生の所属する大学が変更されることから、学生や保護者等に対し、十分に説明の機会を設け、学生の理解を十分得よう努めることが必要。
- ※ 制度の活用を検討している学校法人におかれては、高等教育局高等教育企画課大学設置室及び高等教育局私学部私学行政課に相談されたい。

大学等連携推進法人について

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、複数大学による人的・物的リソースの効果的共有及び教育研究機能の強化を図るため、**各大学設置者の枠組みを越えた連携や機能分担を促進する制度の創設を提言。令和3年2月大学設置基準等を改正し制度創設。**

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

(一般社団法人)○○**地域大学ネットワーク機構**

理事会
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

社員総会
法人に関する重要事項の決議

・意見具申
・業務の実施状況の評価

※評議会の設置は任意
大学等連携推進評議会
※学識経験者、産業界等で構成

①申請

②認定

文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

大学等連携推進業務（例）

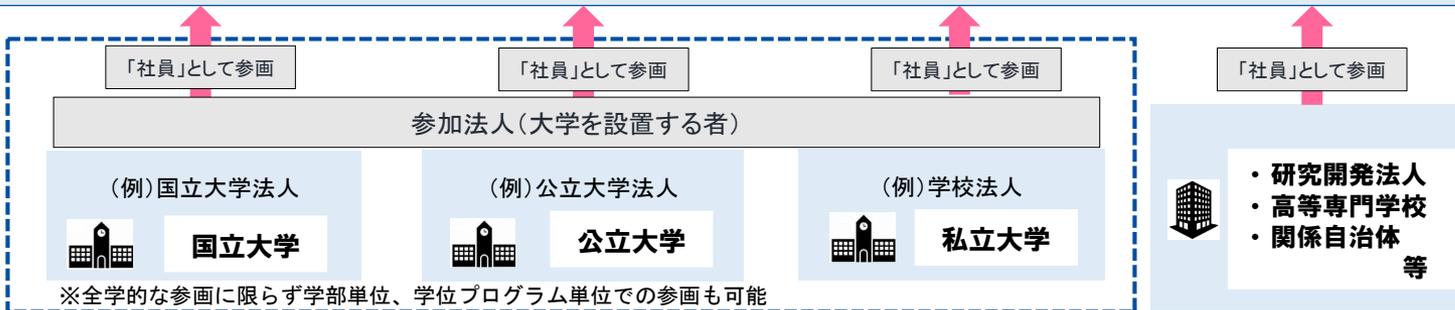
- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること



現在認定されている大学等連携推進法人

(一社) 大学アライアンスやまなし 令和3年3月認定

国立大学法人山梨大学 (山梨大学)
公立大学法人山梨県立大学
(山梨県立大学)

国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和3年度～)
教養教育分野、留学生対象科目
高度専門人材養成
(教員養成、幼児教育、看護教育、社会科学等)
- 教育資源の有効活用
施設の共同利用、就職支援の相互利用等
- 学生・教職員の交流
合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流
- 効率的な大学運営
電気の共同契約、消耗品等の共同調達
- 連携の枠組みを活かした地域貢献活動
新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種
等

(一社) 四国地域大学ネットワーク機構 令和4年3月認定

国立大学法人徳島大学 (徳島大学)
国立大学法人鳴門教育大学
(鳴門教育大学)
国立大学法人香川大学 (香川大学)
国立大学法人愛媛大学 (愛媛大学)
国立大学法人高知大学 (高知大学)

5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現

取組内容

- 連携開設科目の開設 (令和5年度～)
- 連携教職課程の開設 (令和5年度～)
教員養成 (美術、家庭、情報)
→単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成
- 持続可能な地域を牽引できる人財を育成する「四国人財育成塾」事業
→シンポジウムの開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信
等

(一社) 学修評価・教育開発協議会 令和4年3月認定

学校法人濱名山手学院 (関西国際大学)
学校法人北陸学院 (北陸学院大学)
学校法人共愛学園
(共愛学園前橋国際大学)
学校法人宮崎学園 (宮崎国際大学)
学校法人富山国際学園 (富山国際大学)

教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献

取組内容

- 国内留学事業 (学生の相互派遣)
- 単位互換プログラム事業の実施
- 連携開設科目の開設 (令和5年度～)
社会の要請に応える新たな科目
(教員養成、幼児教育、データサイエンス等)
地域の課題解決に係る科目
- 学生・社会人への教育プログラムの開発 (予定)
- 学修成果の評価方法の開発・普及
等

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、複数の大学等と地方公共団体、産業界等とが恒常的に対話し、連携を行うための体制として「**地域連携プラットフォーム（仮称）**」の構築を提言。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

大学等にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決や域内への若者の定着促進**、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

産業界にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化**、魅力的な雇用の維持・増加

地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受け入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

大学の統合状況について

約20年間で国立大学は14組が統合し、公立大学は9組が統合し、私立大学は10組が統合した。

国立大学の統合 29校 → 14校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

公立大学の統合 22校 → 8校

統合年度	統合後	統合した大学
H16	兵庫県立大学	神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学
H17	東京都立大学 ※R2.4首都大学東京から改称	東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学
"	山梨県立大学	山梨県立女子短期大学、山梨県立看護大学
"	大阪府立大学	大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学
"	県立広島大学	広島県立大学、県立広島女子大学、広島県立保健福祉大学
H20	長崎県立大学	長崎県立大学、県立長崎シーボルト大学
H21	愛知県立大学	愛知県立大学、愛知県立看護大学
"	千葉県立保健医療大学	千葉県立衛生短期大学、千葉県医療技術大学校
R4	大阪公立大学	大阪府立大学、大阪市立大学

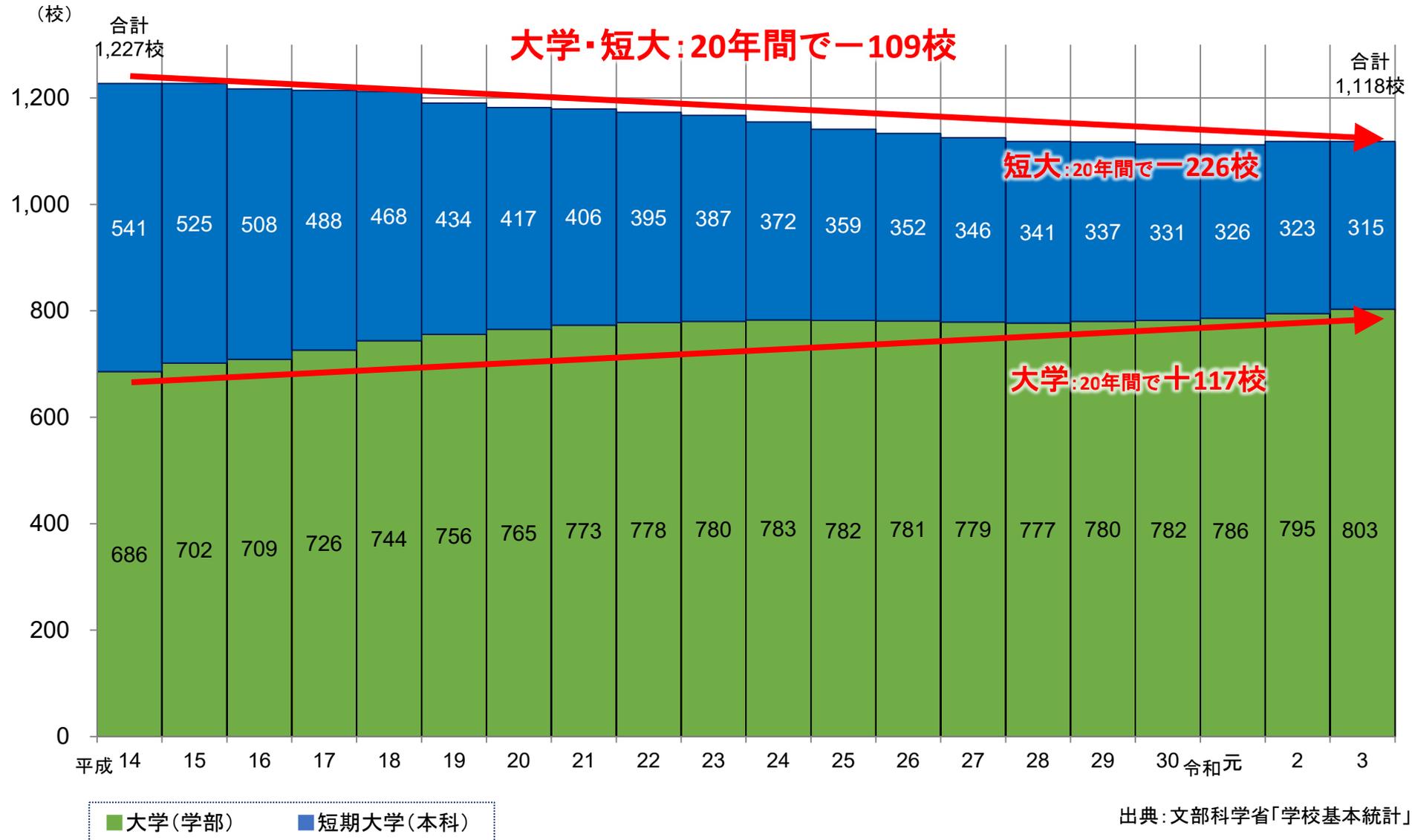
※設立団体の異なる大学同士の統合は大阪公立大学が初。

私立大学の統合 22校 → 10校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学

各高等教育機関の学校数の推移

過去20年間で大学は117校増加し、短期大学は226校減少し、我が国の大学・短期大学の総数は減少している。



出典: 文部科学省「学校基本統計」

目的

今後の高等教育機関の機能・役割、教育の在り方、振興策について審議を行う。

現状 ・ 課題

- 教学マネジメント指針等を踏まえた**教育改善の努力**を行っている大学と改善の努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘
- 中教審のみならず、各種政府会議や経済界等からも、初等中等教育から高等教育に至る**文理分断からの脱却**、**文理横断・文理融合教育**、**STEAM教育等の推進を提言**
- 学部における社会人学生（25歳以上）の数・割合ともに減少傾向であるなど、依然として**18歳中心主義**。学部入学する**留学生数も伸びていない**（更にコロナ禍で大幅な減少）
- 令和3年度の私立大学の入学定員充足率は初めて100%を下回り、**定員未充足の大学も増加**。近年の**新設大学・学部の状況を見ても定員未充足が多く**、学生確保の見通しが不十分なケースや、設置計画履行状況等調査において専任教員の確保など**教育の質に関わる指摘を受けるケース**も少なくない
- 社会人や留学生の受入れ拡大は、多様な価値観が集まるキャンパスを実現する上でも重要であるが、多様な学生の受入れ拡大のための諸施策を講じてはなお、今後、**大学進学者数が相当程度減少することは避けたい**と考えられる
- 特に地方の大学は、大学進学者の数減少の影響をより強く受けることが想定されるが、今後、経営難に陥る大学が増大することになれば、**教育の質保証や学生保護等の観点からも問題**が生じることが懸念される

論点

- (1) 総合知の創出・活用を目指した**文理横断・文理融合教育**、ダブルメジャー、メジャー・マイナー等による**学修の幅を広げる教育の推進**、初等中等教育における学びの変化や**文理分断の改善**に対応した大学の在り方
- (2) 各大学において、密度の濃い主体的な学修を可能とする**学修者本位の教育の実現**、ディプロマ・ポリシーに定める卒業生の資質・能力を保証する「**出口の質保証**」が**徹底**され、社会との「信頼と支援の好循環」を形成する仕組みづくり
- (3) 大学の「**強み**」と「**特色**」を生かした**連携・統合、再編**等による地域における学修者の**アクセス機会の確保**や**学生保護の仕組みの整備**、国公私役割等を踏まえた**高等教育の規模の在り方**

等

委員

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 越智 光夫 | 広島大学長 |
| 永田 恭介 | 筑波大学長、国立大学協会会長 |
| 日比谷 潤子 | 学校法人聖心女子学院常務理事 |
| 村岡 嗣政 | 山口県知事 |
| 村田 治 | 関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長、私立大学連盟副会長 |
| 吉岡 知哉 | 独立行政法人日本学生支援機構理事長 |
| 大森 昭生 | 共愛学園前橋国際大学学長 |
| 川嶋 太津夫 | 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター・センター長 |
| 小林 弘祐 | 学校法人北里研究所理事長、私立大学協会副会長 |
| 清家 篤 | 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問 |
| 曄道 佳明 | 上智大学長、私立大学連盟副会長 |
| 古沢 由紀子 | 読売新聞東京本社編集委員 |
| 益戸 正樹 | UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役 |

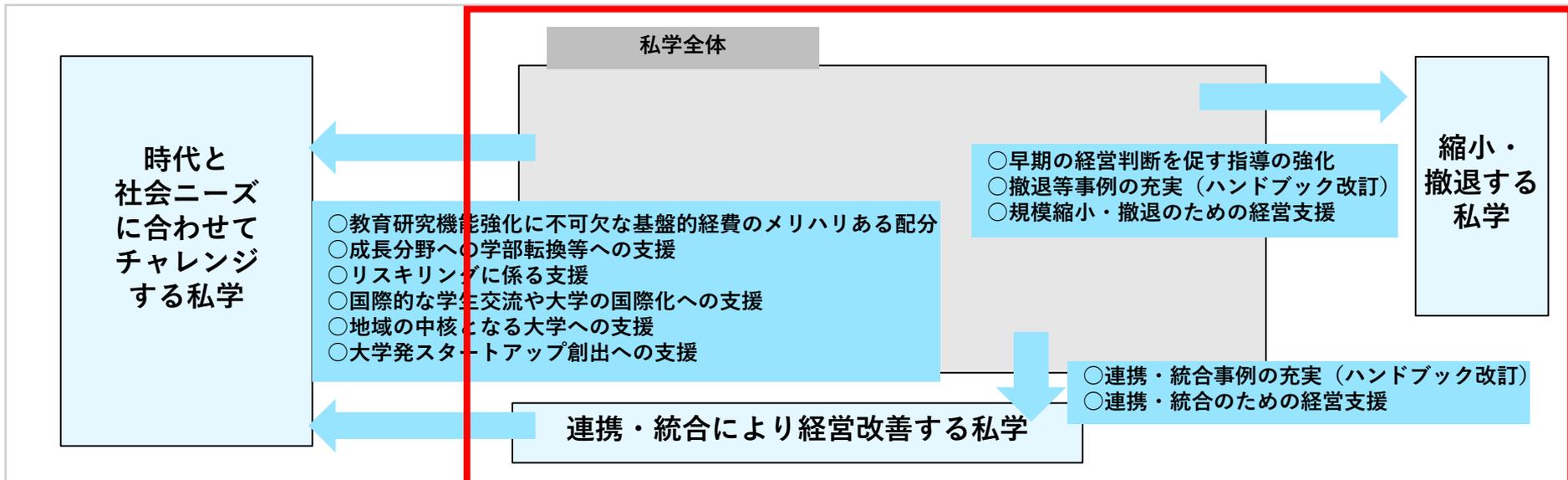
時代と社会ニーズに対応する私立大学への転換支援イメージ

私立大学の主な入学者である日本の18歳人口は急減し、定員未充足の大学が増加する中であって、リスキリングや海外の高等教育需要など、時代と社会ニーズに対応して教育研究や経営の質を高めるため、将来を見据えた経営判断を行う私立大学への転換支援が重要。

一方で、学生保護の観点から、経営改善の見込めない大学に対する規模縮小や撤退を含む経営判断を促す指導・支援の充実・強化と、撤退後の処理の円滑化についても検討を実施。

視点① 制度	視点② 財政	視点③ 運営
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学設置基準の見直し ・ 標準設置経費等の見直し ・ 修学支援新制度の機関要件厳格化 ・ 私立学校法の改正（ガバナンスの強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的経費のメリハリ強化 ・ 成長分野への学部転換等への支援 ・ リスキリング促進への支援 ・ 国際的な学生交流や大学の国際化への支援 ・ 地域の中核となる大学への支援 ・ 大学発スタートアップ創出への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人運営調査による経営指導の強化 ・ 撤退等に係る私学事業団との連携 ・ 連携・統合・撤退事例などの充実 （「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」改訂）

チャレンジする私学への総合的な支援を充実し、主体的な改革を後押し



経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・**経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要**

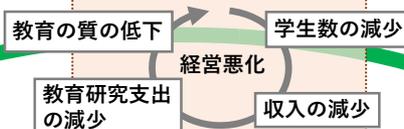
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供(合併等・撤退に関する道筋・手法等も解説)
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
※「運用資産－外部負債」がマイナスかつ「経常収支差額」が3か年マイナス
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画(5か年)を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
⇒法人による自主的な組織のスリム化(設置校・学部等の募集停止、入学定員縮小等)の実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の事業報告書等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が事業報告書等へ記した対応方針を、文部科学省が公表する予定

学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供